

ホームレス対策について

ホームレスの定義

「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。（ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）第2条）

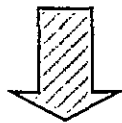
ホームレス自立支援法における施策の目標等（法第3条第1項）

○自立の意志があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

ホームレスの数

○ホームレスの数については、ホームレス自立支援法に基づいた全国調査を直近では平成22年1月に実施。

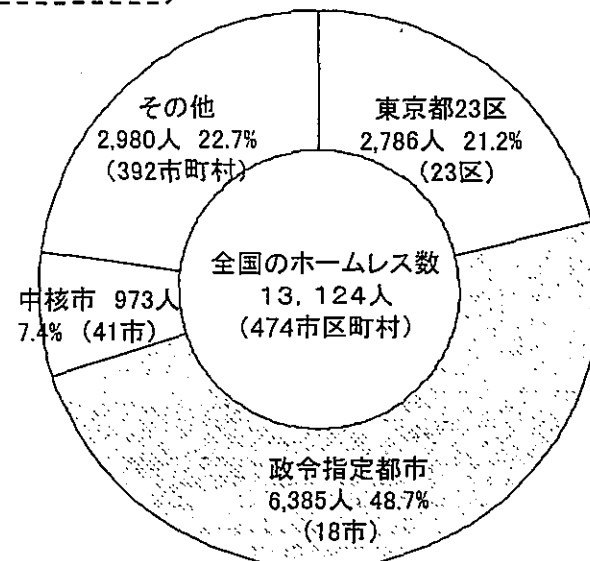
前回(21年)調査 15,759人



▲2,635人

今回(22年)調査 13,124人

全国のホームレス分布状況



ホームレスの自立に向けた施策の概要

公園、河川敷等にいるホームレス 〔 25,296人(15年1月)
⇒ 13,124人(22年1月)
▲12,172人 〕

自治体等の職員が公園等に巡回(総合相談推進事業)
〔 事業内容:巡回相談による相談活動の実施
実施者 :自治体の委託を受けたNPO法人等 〕

福祉事務所(生活保護等)
〈福祉的対応による自立〉

緊急一時宿泊事業(シェルター)
〔 事業内容:緊急一時的な宿泊場所の提供
実施者 :自治体の委託を受けたNPO法人等 〕

【事業内容】

- 宿所、食事、入浴、衣類下着類の提供
- 基本的な生活相談、指導
- 就労相談、指導
- 健康相談、必要時には生活保護による治療
- 住民登録も可能
- 利用者に配慮した居住環境を確保

【実施自治体数】(22年2月現在)
全国で10自治体、25施設、定員2,136人

ホームレス自立支援事業(ホームレス自立支援センター)

就業機会の確保(ハローワークとの連携)

- ・きめ細かな職業相談
- ・免許・資格を取得するための技能講習
- ・一定期間の試行雇用 等

就労による

安定した居住の場所の確保

- ・公営住宅の単身入居等
- ・低廉な家賃の住宅の情報提供
- ・民間の保証会社等を利用したアパート入居あっせん等

自 立

ホームレス総合相談推進事業（巡回相談指導等事業）

【目的】 ホームレス及びホームレスになるおそれのある者が生活する場所を巡回し、面接を行い、日常生活等に関する相談等を行う。

また、相談の結果により、下記のような各種施策の活用にかかる助言等を行うとともに、関係機関との連携の下、必要な支援を行う。

【事業】

就労

- ▶ 就労を希望する者には、公共職業安定所やホームレス自立支援センター等の利用を促す。

住居

- ▶ 住居の確保を希望する者には、低家賃住宅に関する情報提供や連帯保証人の確保等を行う。
- ▶ 緊急一時的な宿泊場所が必要な者に対しては、ホームレス緊急一時宿泊施設（シェルター）の利用を促す。

福祉・健康

- ▶ 福祉的援護が必要な者に対しては福祉事務所、保健所等と連携して必要な支援をする。
- ▶ 健康状態が悪化している者に対しては、保健所、医療機関等と連携し、健康相談、保健指導等を行い、必要に応じて医療機関への受診に繋げる。

その他

- ▶ 親族との連携が途絶えている者に対しては、親族との交流促進を目指した援助や帰郷のための援助を行う。
- ▶ 公的給付の適用が見込まれる者に対しては、受給等の手続きに関する助言・指導や関係機関への連絡等を行う。
- ▶ 自立支援センターを退所した者に対して、必要に応じアフターフォローを実施する。
- ▶ その他、就労意欲を向上させるための指導や借金問題等の自立阻害要因の除去、社会生活へ復帰するための指導援助等

【実施自治体（22年2月現在）】

36か所で実施

ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）

【目的】ホームレスに対して、緊急一時的な宿泊場所を提供し、健康状態の悪化を防止する等により、その自立を支援する。

【利用期間中の主な処遇】

日常生活・健康

- ▷ 緊急一時的な宿泊場所を提供し健康状態の悪化を防止
- ▷ 保健所等との連携の下で健康診断等を必要に応じて実施

就労

- ▷ 就労意欲のある利用者に対して、ホームレス自立支援センターの利用を促すとともに、就労に関する情報を提供

その他

- ▷ 福祉サービスの提供が必要な利用者に対して、福祉事務所等において支援が受けられるよう助言・指導
- ▷ 利用期間は原則として6か月以内、利用料は原則として無料

【実施自治体等（22年2月現在）】

- ▷ 全国で3自治体、6施設、定員1,544人

借り上げシェルター

- ▷ 全国で29自治体、40施設、定員484人

合計

- ▷ 全国で31自治体、46施設、定員2,028人

ホームレス自立支援事業（自立支援センター）

【目的】 ホームレスが地域社会の中で可能な限り自立した生活が営めることができるよう、宿所及び食事を提供するとともに、健康診断、生活相談・指導及び職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援する。

【利用期間中の主な処遇】

就労

- ▶ 利用者の生活状況、健康状態等に応じた自立支援プログラムの策定
- ▶ 支援プログラムに基づく積極的な就労支援
- ▶ 就労支援のための住民登録

日常生活・健康

- ▶ 宿所、食事の提供や定期的な入浴、下着類の支給等、日常生活に必要なサービスの提供
- ▶ 定期的な健康診断による健康管理
- ▶ 地域社会における社会常識や生活習慣等の習得

その他

- ▶ 親族との交流促進
- ▶ 利用者の借金問題等自立阻害要因の除去
- ▶ 低廉な賃貸住宅の募集情報の提供等住居確保のための援助
- ▶ 未就職者に対する福祉事務所との連携（再び路上に戻らないように）
- ▶ 利用期間は原則として6か月以内、利用料は原則として無料

【実施自治体等（22年2月現在）】

- ▶ 全国で10自治体、25施設、定員2,136人

そ の 他

1. ホームレス能力活用推進事業

【目的】 ホームレスに対して、都市雑業的な仕事に関する情報収集・提供、知識・技術の付与等を行うことにより、その自立を支援する。

【事業】

- ▷ 都市雑業的な仕事の情報を収集するとともに、関係方面に情報を提供する。
- ▷ 事業者に対して、ホームレスに関する説明会等を開催すること
- ▷ 都市雑業的な仕事に関する知識や簡単な技術の付与を行うこと。

【実施自治体等（22年2月現在）】

- ▷ 全国で2自治体、3か所

2. ホームレス衛生改善事業

【目的】 ホームレスに対し、入浴等のサービスを提供し、衛生状態の改善及び自立意欲の増進を図るとともに、併せて生活相談、健康相談等を通して必要な施策に繋げること等により、その自立を支援する。

【実施自治体等（22年2月現在）】

- ▷ 全国で7自治体、11か所

都道府県別のホームレス数

都道府県名	平成22年調査				平成21年 調査の人数	22-21 増▲減	(参考)		
	男	女	不明	計			平成20年	平成19年	平成15年
							調査の人数	調査の人数	調査の人数
北海道	81	9	8	98	124	▲26	145	161	142
青森県	3	0	2	5	8	▲3	2	7	16
岩手県	13	0	2	15	21	▲6	23	32	18
宮城県	112	5	2	119	140	▲21	110	144	222
秋田県	12	0	0	12	15	▲3	10	8	13
山形県	7	0	0	7	18	▲11	7	11	24
福島県	19	1	2	22	20	▲2	27	15	43
茨城県	47	7	6	60	62	▲2	86	78	130
栃木県	58	4	1	63	74	▲11	81	79	134
群馬県	96	10	4	110	98	▲12	97	96	87
埼玉県	534	15	43	592	622	▲30	597	781	829
千葉県	478	21	11	510	503	▲7	524	594	668
東京都	3,052	73	0	3,125	3,428	▲303	3,796	4,690	6,361
神奈川県	1,755	33	26	1,814	1,804	▲10	1,720	2,020	1,928
新潟県	22	1	0	23	39	▲16	38	51	74
富山県	23	1	0	24	32	▲8	23	29	24
石川県	17	0	0	17	24	▲7	21	18	22
福井県	5	0	0	5	28	▲23	32	41	24
山梨県	24	0	12	36	38	▲2	41	42	51
長野県	14	0	0	14	13	▲1	13	29	37
岐阜県	40	7	0	47	74	▲27	67	59	86
静岡県	200	13	27	240	297	▲57	315	370	465
愛知県	583	20	144	747	929	▲182	851	1,023	2,121
三重県	45	2	8	55	61	▲6	68	61	46
滋賀県	10	0	4	14	18	▲4	20	32	57
京都府	231	10	54	295	353	▲58	401	407	660
大阪府	3,246	71	21	3,338	4,302	▲964	4,333	4,911	7,757
兵庫県	386	13	20	419	533	▲114	575	627	947
奈良県	10	1	0	11	14	▲3	19	22	14
和歌山県	27	1	1	29	56	▲27	74	70	90
鳥取県	1	0	0	1	3	▲2	3	6	13
島根県	1	0	0	1	4	▲3	4	7	4
岡山県	48	0	9	57	75	▲18	67	85	65
広島県	96	9	1	106	154	▲48	138	153	231
山口県	8	0	1	9	11	▲2	21	23	33
徳島県	4	0	0	4	8	▲4	13	33	14
香川県	15	2	11	28	27	▲1	24	34	46
愛媛県	34	3	0	37	38	▲1	40	25	85
高知県	4	1	0	5	14	▲9	24	23	23
福岡県	560	26	28	614	1,237	▲623	1,082	1,177	1,187
佐賀県	35	1	2	38	39	▲1	43	41	41
長崎県	13	1	1	15	13	▲2	11	30	41
熊本県	62	4	10	76	73	▲3	111	110	124
大宮	25	4	3	32	38	▲6	35	45	39
宮崎県	35	2	3	40	31	▲9	27	35	22
鹿児島県	36	1	6	43	57	▲14	59	62	80
沖縄県	126	12	14	152	189	▲37	200	167	158
合計	12,253	384	487	13,124	15,759	▲2,635	16,018	18,564	25,296

東京都23区及び政令指定都市のホームレス数

自治体名	22年調査			計	21年調査	22-21 増▲減	(参考)		
	男	女	不明				20年調査	19年調査	15年調査
東京都23区	2,721	65	0	2,786	3,105	▲319	3,436	4,213	5,927
札幌市	58	6	8	72	99	▲27	109	132	88
仙台市	102	5	1	108	124	▲16	100	132	203
さいたま市	112	3	15	130	120	▲10	121	179	221
千葉市	65	2	0	67	72	▲5	91	103	126
横浜市	702	8	0	710	697	▲13	649	661	470
川崎市	639	17	10	666	691	▲25	635	848	829
新潟市	18	1	0	19	24	▲5	23	40	53
静岡市	27	2	18	47	56	▲9	61	88	137
浜松市	52	3	4	59	85	▲26	100	115	140
名古屋	352	10	140	502	641	▲139	608	741	1,788
京都市	214	9	54	277	335	▲58	383	387	624
大阪市	2,792	59	9	2,860	3,724	▲864	3,647	4,069	6,603
堺市	72	5	8	85	92	▲7	96	133	280
神戸市	117	4	0	121	151	▲30	149	135	323
岡山市	37	0	2	39	46	▲7	53	60	38
広島市	80	9	0	89	111	▲22	103	115	156
北九州市	123	6	12	141	149	▲8	162	249	421
福岡市	364	17	12	393	969	▲576	782	784	607
合計	8,647	231	293	9,171	11,291	▲2,120	11,308	13,184	19,034